

行田市保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
階層	定 義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	円 0	
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村	市町村民税非課税世帯	2,900	2,300	2,300
C1	帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	8,500	6,100	6,100
C2	帯	所得割の額 5,000円未満	9,500	7,500	7,500
C3	帯	所得割の額 5,000円以上	11,500	10,100	10,100
D1	A階層を除き前年度の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	6,000円未満	15,000	13,000	13,000
D2		6,000円以上 22,000円未満	18,900	17,000	17,000
D3		22,000円以上 40,000円未満	22,800	20,500	20,500
D4		40,000円以上 55,000円未満	26,700	24,900	24,500
D5		55,000円以上 66,000円未満	31,500	26,000	24,500
D6		66,000円以上 103,000円未満	35,700	27,300	25,700
D7		103,000円以上 233,000円未満	43,900	28,900	26,100
D8		233,000円以上 312,000円未満	47,500	28,900	26,100
D9		312,000円以上 413,000円未満	49,900	29,300	26,100
D10		413,000円以上 457,000円未満	52,200	29,900	26,500
D11		457,000円以上	54,500	29,900	26,500

備考

- 1 この表において「均等割」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、同条第2項、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額及び均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 この表において「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
- (2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

- 3 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園又は認定子ども園に入所している場合においては、次の各号に掲げる児童の区分に応じ当該各号に定める額を保育料の金額とする。ただし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 最年長児 徴収金基準額の全額
- (2) 最年長児の次の児童 徴収金基準額の2分の1の額
- (3) 前2号以外の児童 無料

- 4 「3歳未満児」とは、入所した日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においてもその年度中に限り3歳未満児とみなす。

- 5 「3歳児」とは、入所した日の属する月の初日において4歳に達していない児童(3歳未満児を除く。)をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においてもその年度中に限り3歳児とみなす。

- 6 「4歳以上児」とは、入所した日の属する月の初日において4歳以上の児童をいう。

- 7 児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。

- (1) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

- (2) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 埼玉県療育手帳制度要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- (3) 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯